

生駒市消防本部訓令甲第4号

生駒市消防事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年6月29日

生駒市消防長 秋吉 基秀

生駒市消防文書規程及び生駒市消防公印規程の一部を改正する訓令

(生駒市消防文書規程の一部改正)

第1条 生駒市消防文書規程(昭和44年5月生駒市消防本部訓令甲第8号)の一部を次のように改正する。

様式第8号を次のように改める。

様式第8号（第11条関係）

起 案 用 紙

保存期間					<input type="checkbox"/> 20年	<input type="checkbox"/> 10年	<input type="checkbox"/> 5年	<input type="checkbox"/> 3年	<input type="checkbox"/> 1年	<input type="checkbox"/> 常用
文書分類	大分類	中分類	小分類	フォルダー名称						
年 月 日起案		年 月 日決裁			年 月 日施行					
市長・専決権者	副市長	消防長	本部次長・次長	(署長・課長級 課長補佐級)						
合議				係長・主査						
				課員（署員）						
あて先										
発信者名				起案者 課（署）						
施行・取扱上の注意				氏名						
				公	審査					
				印	整理番号					
件名										
このことについて、										

(生駒市消防公印規程の一部改正)

第2条 生駒市消防公印規程（平成7年4月生駒市消防本部訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

(押印手続等)

第7条 公印を押印するときは、次に掲げる手続によらなければならない。

(1) 公印を押印しようとする者は、押印を要する文書に決裁済文書を添えて保管責任者又は保管責任者の指定した職員（次号において「保管責任者等」という。）に提示し、審査照合を受けなければならない。

(2) 保管責任者等は、前号の規定による審査照合の結果、公印の押印を適当と認めるときは、決裁済文書の所定欄に認印し、公印使用簿に必要事項を記入させるものとする。

2 前項第2号の公印使用簿の様式は、生駒市公印規則（平成9年3月生駒市規則第9号）に規定する公印使用簿の例による。

附 則

この訓令は、平成21年7月1日から施行する。